換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第68条の72第１項又は第５項	10214	法規別表十三(四)「34」の欄の金額（当該金額が同表「40」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の72第３項において準用する第68条の70第１項又は第７項	10529	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の72第３項において準用する第68条の71第１項又は第３項	10530	法規別表十三(四)「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の72第３項において準用する第68条の71第８項において準用する第68条の70第１項又は第68条の72第３項において準用する第68条の71第９項において準用する第68条の70第７項	10531	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第二十の記載要領第四号の表収用換地等の場合の連結所得の特別控除の項中「別表十の二「18」」を「別表十の二（二)「18」」に改め、同表特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「別表十の二「31」」を「別表十の二（二)「31」」に改め、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「平成25年旧措置法」を「平成26年旧措置法」に、「別表十の二「34」」を「別表十の二（二)「34」」に改め、同表農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「第68条の76第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第68条の76第１項」を加え、「別表十の二「37」」を「別表十の二（二)「37」」に改め、同表特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除の項中「別表十の二「40」」を「別表十の二（二)「40」」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項を次のように改める。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第68条の78第１項若しくは第９項若しくは第68条の80（第68条の78第１項の表の第１号）又は平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第１号）	10352	法規別表十三(五)「18」の欄の金額（当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の78第１項若しくは第９項若しくは第68条の80（第68条の78第１項の表の第２号）又は平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第２号）	10353	
	第68条の78第１項若しくは第９項若しくは第68条の80（第65条の７第１項の表の第３号イ又はロ）又は平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第３号イ又はロ）	10532	
	第68条の78第１項若しくは第９項若しくは第68条の80（第65条の７第１項の表の第３号ハ）又は平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第３号ハ）	10533	
	平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第４号）	10354	
	第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第４号）	10534	
	平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第５号）	10355	
	第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第５号）	10535	
	第68条の78第１項若しくは第９項若しくは第68条の80（第68条の78第１項の表の第６号）又は平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第６号）	10356	
	第68条の78第１項若しくは第９項若しくは第68条の80（第68条の78第１項の表の第７号）又は平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第１項の表の第７号）	10233	